

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ジョイナス株式会社とジョイナス株式会社従業員は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次とおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先でゴム・プラスチック製品製造従事者、フォークリフト運転作業員、食料品・飲料・たばこ製造従事者、その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)に従事する従業員(「対象従業員」という。)に適用する。
賃金構造基本統計調査に職種が該当しない場合は職業安定業務統計を採用する。
2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3 ジョイナス株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

- 第2条 対象労働者の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。
(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和3年8月6日職発第0806第3号 令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」」(以下「通達」という。)に定める「令和2年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)の「ゴム・プラスチック製品製造従事者」「食料品・飲料・たばこ製造従事者」「その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)」及び令和2年職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)の「フォークリフト運転作業員」
(2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
(3) 地域調整については、就業地が静岡県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「静岡」を採用

- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク : 10年

Bランク : 3年

Cランク : 0年

- 2 ジョイナス株式会社は毎年6月30日に職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態を評価し、賃金規定に基づき、昇給するものとする。

- 第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則の賃金規定第4章に準じて、法律の定めに従って支給する。

- 第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

- 第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数:

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年以上4年未満)

- (2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数:

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、退職金規定に基づき、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

勤続年数の取り扱いについては令和2年4月1日を起算日とする
(令和2年4月2日以降入社の場合は入社日より起算する)

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣スタッフ就業規則第67条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

2 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則賃金規定第17条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則慶弔見舞金規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「ジョイナス株式会社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

令和4年3月28日

ジョイナス株式会社

代表取締役 前田 達見



ジョイナス株式会社 従業員代表

本多 幸枝

